

平成三十年度第六回（九月）

諫早市農業委員会総会

議事録

平成30年度諫早市農業委員会 第6回総会議事録

1 開催日時 平成30年9月27日(木) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 18人

会 長 20番 山開 博俊
会長職務代理者 19番 小森 俊夫
農 業 委 員

2番 久保 繁	3番 中尾貞治	4番 久本純造
5番 立森和富	6番 前田貞松	7番 末永 進
8番 菅原篤博	10番 山口勇満	11番 西村ふじ子
12番 馬場誠治	13番 増山太大	15番 澤久 進
16番 西尾正信	17番 池田武弘	18番 野副栄治

4 欠席委員 2人

1番 池田つや子 9番 小川秀幸

5 付議事件

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書審議の件
- 第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

次長 寿柳 知己 主任 半田 智也 事務職員 馬場正二郎

9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第6回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきましてご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が
成立していることをご報告いたします。
なお、1番・池田委員、9番・小川委員、から欠席の届出がっております。
以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の
議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に8番・菅原委員、16番・西尾
委員 のご兩人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を
受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい
たします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、福田町、長田地区、御手水町の農地8筆、5,071㎡を新規に就
農し農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は5,071㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えていま
す。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。
また、農業経験は42年で、譲受人宅から申請地まで車で約10分以内でありますので、
機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番から4番までは譲受人が同一の案件です。

2番、諫早地区、福田町の農地3筆、1,418㎡、

3番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、1,122㎡、

4番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、662㎡、

計5筆、3,202㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は12,768㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えてい
ます。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。
また、農業に48年間従事され、譲受人宅から申請地まで約20分でありますので、機
械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、小栗地区、平山町の農地2筆、2, 259㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は16, 107㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや噴霧器等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に37年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

6番、多良見地区、多良見町舟津の農地3筆3, 342㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は26, 324㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

7番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、1, 018㎡の贈与を受け、農業に精進するための申請です。

権利取得後の農地面積は12, 520㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

以上です。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番のみ諫早地区担当の私が説明して、3番、4番については高来地区の委員さんに説明をお願いします。

2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、じゃがいも、たまねぎを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 3番、4番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、4番の委員補足説明を致します。

3番、4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、じゃがいも、たまねぎを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 2番から4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番から4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番から4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、きゅうりを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

- 議 長 次に、6番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
- 権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、みかんを栽培されると見込まれます。
- 権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
- 農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
- よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
- 権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、大根、生姜、ほうれん草等を栽培されると見込まれます。
- 権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
- 農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
- よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。
- 事務局から、説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
- 1番については、取り下げ願いが出されております。
- 2番、飯盛地区、飯盛町里の農地1筆、292.00㎡について、住宅用地としての転用申請です。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。
- 申請地の農地区分は、周囲が宅地に囲まれており市街地近傍孤立農地として第2種農地と思われます。土地利用計画は292㎡に住宅を建設予定です。資金は残高証明で確認済みです。
- 被害防除計画ですが、現状のまま使用します。周囲は南側に転用者の農地がある以

外は宅地ですので日照、通風で影響はないものと思われます。雨水は道路側溝に放流、汚水、生活排水は下水道に接続します。

3番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,036.00㎡について、賃貸住宅としての転用申請です。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は小江深海出張所から300m以内の位置ありますので第3種農地と思われます。面積は西側の農地の一部(119㎡)を交換で取得して併用し1,155㎡の土地に2階建の6戸の賃貸住宅を2棟建設します。環境保全条例の申請も提出済みです。資金は融資予定証明書で確認済みです。

被害防除計画ですが、80cm埋立し道路以外の隣接地に高さ1.2mのL型の擁壁を設置します。北側の農地に日照で影響が出ないように建物を中央部と南側に配置します。雨水は敷地内に2か所側溝を設置し東側の道路側溝に放流します。汚水雑排水は下水道に接続します。隣接農地の所有者との協議報告書も提出済みです。

以上です。

議長 議案第2号の説明がありましたので、2番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については第3種農地です。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、福田町の農地1筆1,680.00㎡について、厩舎及び家畜運動場として転用申請です。

契約は賃貸借の30年。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、東諫早駅から500m以内に位置しますので第2種農地と思われます。

土地利用計画は、1,680.00㎡の土地に厩舎を建設しポニーを2頭飼育します。

資金は融資証明で確認済みです。

都市計画法第43条第1項も申請中、法人の登記事項証明書、定款も提出済みです。

被害防除計画は、そのまま使用し周囲にある土羽はコンクリートで補強します。また、木柵で周囲を囲みます。建物部分は溜枳及びU字溝を使用し水路に放流します。周囲は道路、水路と賃貸人の土地ですので日照、通風に影響は少ないものと思われます。

2番、小野地区、長野町の農地2筆、63.00㎡について、宅地の一部への転用申請です。

契約は贈与。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地の周辺は宅地に囲まれており、市街化近傍孤立農地として第2種農地と思われます。面積は63.00㎡で1315-7、1333-7、1333-9と一体に利用します。

新たな資金は発生しません。

被害防除計画ですが整地をして利用します。周囲が宅地ですので日照・通風で農地への影響はないと思われます。雨水は自然流下。汚水生活雑排水は発生しません。

3番、小野地区、小野町の農地2筆、2,576.00㎡について、賃貸アパート建設用地としての転用申請です。

契約は売買。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、小野駅から300m以内にありますので第3種農地と思われます。

土地利用計画は、2,576.00㎡の土地に2階建のアパート7棟50戸を建設予定です。都市計画法第29条第1項は申請中。法人の登記事項証明書、定款も提出済みです。

被害防除計画は、最高60cmの盛土、1.4m切土を行い整地します。周囲には間知ブロックを設置します。日照・通風に影響が少ないよう高さは8mほどに抑えます。雨水は敷地内の水路を利用し道路側溝に放流します。汚水雑排水は合併浄化槽を使用します。

隣接農地の所有者との協議報告書提出済みです。

4番、有喜地区、松里町の農地1筆、173.00㎡について、住宅用地としての転用申請です。

契約は使用貸借永年。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、有喜出張所から北東へ750mの場所に位置し、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので第2種農地と思われます。

土地利用計画は、173.00㎡の土地に一般住宅を建築します。

資金は融資見込証明で確認済みです。

被害防除計画ですが、70cm程度造成を行い周囲は擁壁を設置します。雨水は自然浸透柵に集水します。汚水雑排水は下水道に接続します。

隣接農地所有者と協議報告書も提出済みです。

5番、有喜地区、早見町の農地2筆、444.00㎡について、店舗兼用住宅としての転用申請です。

契約は使用貸借永年。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、有喜出張所から西南西に1.4kmの国道沿いの位置にあり「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」として第2種農地と思われます。

土地利用計画は、1階に保険会社の事務所、2階に自宅を建設予定です。

資金は融資証明書で確認済みです。また、2筆の土地の間の水路は用途廃止後払下見込みで申請中です。

被害防除計画ですが、1m程盛土を行い土留工事をして土砂の流出を防ぎます。日照・通風につきまして北側は国道ですので影響は少ないと思われます。雨水は南側水路に放流します。汚水雑排水は合併浄化槽を設置します。

隣地との協議書も提出済みです。

6番、真津山地区、貝津町の農地1筆、10.00㎡について、中古車展示場用地の一部として利用するための転用申請です。

契約は売買。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、長崎日大高校から東に380mに位置し、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設または公共的施設が連担している」ので第3種農地と思われます。

土地利用計画は、隣接する中古車展示場と一体的に利用します。

資金は融資証明の写しで確認済みです。

被害防除計画ですが、周囲に農地がないのでそのまま利用しても問題ないと思われます。日照・通風も建物がいないため問題ないものと思われます。雨水は道路側溝に流下します。汚水雑排水は発生しません。

7番、真津山地区、貝津町の農地1筆、608.00㎡について、太陽光発電施設用地としての転用申請です。

契約は売買。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、真津山小学校から北へ150mに位置し、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地」ですので第2種農地と思われます。

土地利用計画は、当該農地と隣接する宅地と併せた1,049.00㎡の土地に320枚のパネルを設置します。発電量は50kw未満で単価は21円です。

資金は通帳の写しで確認済みです。

被害防除計画ですが、東側道路に雨水が流出しないよう東側境界に10cmの畦畔を設置します。周囲に高さ1.5mのフェンスを設置し、日照・通風に影響がないよう高さを2m以内に加減します。雨水は傾斜により南側水路に放流します。汚水雑排水は発生しません。

8番、本野地区、上大渡野町の農地5筆、2,264.00㎡について、資材置場としての転用申請です。

契約は売買。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、諫早西部農免道路沿道の大村市との境に存在する「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地」として第2種農地と思われます。

土地利用計画は、申請地の一部(226.8㎡)を舗装し新たに進入口を設置します。

資金は通帳の写しで確認済みです。

開発行為の変更申請は許可済、法人の登記事項証明、定款も提出済みです。

被害防除計画ですが、最高1mの盛土、50cmの切土を行い整地します。盛土の傾斜部分には植生工を施工します。隣接地には農地がありませんので日照・通風で問題はないものと思われます。雨水は周囲に水路を設置し調整池に集水し水路に放流します。また、汚水・雑排水は発生しません。

9番、長田地区、西里町の農地1筆、83.00㎡について、駐車場用地としての転用申請です。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、長田駅から南南西に900mの場所に位置し、農地区分は宅地化が見込まれ農地の規模が10ha未満ですので、第2種農地と思われます。

土地利用計画は、自宅の来客用の駐車場として利用します。

資金は通帳の写しで確認済みです。

被害防除計画ですが、畑の表土を除去し砕石を搬入し転圧をします。日照・通風につきましては建物がありませんので隣地農地に影響はないものと思われます。雨水は申請地南西側の水路に放流します。

10番、長田地区、長田町の農地3筆、2,849.00㎡について、保育所建設のための転用申請です。

契約は売買。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、長田駅から西に120mの場所に位置していますので第3種農地と思われます。

資金は融資証明で確認済みです。

都市計画法第29条第1項の申請中。法人の登記事項証明書、定款も提出済みです。

被害防除計画ですが、盛土を最高1.3m造成し2434番、2435番の北、南、東側に擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。日照・通風が隣接農地に影響が出ないよう北側に保育所を建設します。雨水は集水桝を利用し水路に放流します。汚水雑排水は下

水管に接続します。

隣接農地の所有者の協議書も提出済みです。

11番、長田地区、猿崎町の農地1筆、679.00㎡について、住宅用地としての申請です。

契約は売買。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので第2種農地と思われます。

土地利用計画は、宅地1棟を建設します。農地の面積は679.00㎡ですが、南側が傾斜地になっており有効面積は550㎡です。

資金は事前審査で確認済みです。

都市計画法第43条第1項は申請中です。

被害防除計画ですが、盛土を最高1.5m造成し安定勾配で法面を保護します。日照・通風で隣接農地に影響が出ないように2m以上隔離し平家建てを建設します。雨水は自然流下。汚水雑排水は下水道に接続します。

隣接農地所有者との協議書も提出されています。

12番、多良見地区、西川内の農地1筆、247.00㎡について、住宅用地としての転用申請です。

契約は贈与。

区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので第2種農地と思われます。

資金は事前審査書で確認済みです。都市計画法第43条第1項は申請中です。

被害防除計画ですが、造成は行わず整地します。日照、通風で隣地農地に影響が出ないよう平家建てを建築します。雨水は傾斜で北側の側溝に放流します。汚水雑排水は合併浄化槽を使用し同じく北側の道路側溝に放流します。

13番、森山地区、杉谷の農地1筆、1,159.00㎡について、住宅、店舗及び駐車場用地としての転用申請です。

契約は売買。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、300m以内に駅がありますので第3種農地と思われます。

土地利用計画は、974㎡を利用し、残りの185㎡は現在の宅地の庭石植木の置場としてそのまま利用します。

資金は補償契約書で確認済みです。

なお、環境保全条例については造成が50cmですので対象外です。

被害防除計画ですが、北側道路からの進入口のみ1m、残りは50cm造成します。周囲に農地がありませんので日照、通風の影響はありません。雨水は北側水路にコンクリートブロックを施工しアスファルトで舗装します。雨水は傾斜で北側の水路に放流します。汚水雑排水は下水道に接続します。

14番、飯盛地区、佐田の農地1筆、139.00㎡について、住宅用地として転用申請です。

契約は贈与。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので第2種農地と思われます。

土地利用計画は、139.00㎡の農地と140.77㎡の宅地を利用し279.77㎡に住宅を建設します。

資金は融資予定証明書で確認済みです。

被害防除計画ですが、申請地をそのまま使用します。南側には擁壁があり、東側は市道との境界に間知ブロックが設置されています。建物は平家建で周囲に農地がありません。雨水は北側に傾斜で集水し、西側通路を利用し市道側溝に放流します。汚水雑排水は合併浄化槽を設置し西側通路に埋設されている污水管に接続し市道側溝に放流します。

15番、飯盛地区、野中の農地3筆、327.00㎡について、住宅用地としての転用申請です。

契約は売買。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、飯盛支所から北へ950mに位置し「公共農業投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地と思われます。

資金は融資予定証明で確認済みです。

被害防除計画ですが、擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。日照・通風につきましては周囲の農地が譲渡人の土地だけですので影響はないものと思われます。雨水は道路側溝に放流します。汚水、雑排水は合併浄化槽を使用し道路側溝へ放流します。

16番、飯盛地区、里の農地1筆、655.00㎡について、駐車場及び資材置場としての転用申請です。

契約は売買。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、300m以内に田結出張所がありますので第3種農地と思われます。

資金は残高証明書で確認済みです。

被害防除計画ですが、申請地の西側から東側へ10mにかけて安定勾配により5m切土します。また南側の農地の通路として1.5mを確保し高さ1mの切土をします。傾斜地横には資材置場、そこから駐車場とします。日照通風については建物がありませんので問題ないと思われます。雨水は自然流下。汚水雑排水は発生しません。

17番、飯盛地区、里の農地1筆、14.00㎡について、平成9年住宅を建設した際に隣の敷地に越境していたとの追認申請です。

契約は贈与。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、周囲が宅地に囲まれていますので市街地近傍孤立農地として第2種農地

と思われます。

新たな資金は発生しません。

被害防除計画ですが、そのまま使用します。雨水は自然流下。汚水雑排水は発生しません。

18番、高来地区、小峰の農地1筆、409.00㎡について、資材置場としての転用申請です。

契約は賃貸借20年。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、高来中学校から北西へ350mに位置し、市街地近傍孤立農地として第2種農地と思われます。

土地利用計画は、現在、自宅の庭を社員の駐車場、事業用の駐車場として利用していますが、子供夫婦と同居することとなり駐車場が手狭になったため現在の資材置場を駐車場とし新たに資材置場を設置します。

被害防除計画ですが、50cm程度の切土をして整地します。東側に土砂が流出しないよう土留工事をします。日照・通風について建物はありませので隣地の農地に影響はないものと思われます。雨水は傾斜により西側水路に放流します。汚水、雑排水は発生しません。

19番、高来地区、下与の農地2筆、236.00㎡について、理容室の駐車場としての転用申請です。

契約は売買。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、300m以内に小江駅がありますので第3種農地と思われます。

土地利用計画は、理容室に係る車6台分の駐車場として利用します。

被害防除計画ですが、北側農地との境は630番71を使い高さ70cm距離2mの安定勾配で設置します。建物を建設しませので日照通風で影響はないと思われます。雨水は自然流下です。

20番、高来地区、富地戸の農地1筆、119.00㎡について、共同住宅を建築する転用申請です。

契約は交換。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、半径300m以内に小江深海出張所がありますので第3種農地と思われます。

土地利用計画は、当該農地と隣接する土地、計2筆で1,155㎡の土地に2棟12戸の共同住宅を建築します

被害防除計画ですが、80cm埋立し道路側以外に高さ1.2mのL型擁壁を設置します。北側の農地に日照で影響がでないよう申請地中央と南側に配置します。雨水は敷地内に2か所西から東へ水路を設置し東側市道側溝へ放流します。汚水雑排水は下水道に接続します。

隣接農地所有者との協議報告書も提出済みです。

21番、高来地区、富地戸の農地1筆、79.00㎡について、農地への進入口として転用申請です。

契約は交換。

区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、半径300m以内に小江深海出張所がありますので第3種農地と思われます。

土地利用計画は、自作農地への進入口として利用します。

被害防除計画ですが、そのまま整地します。北側隣接地にはL型擁壁、南側隣接地にはコンクリートブロックが設置されています。

以上です。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番と3番の委員補足説明を致します。

先ず2番ですが、現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。次に、3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、4番と5番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 4番と5番の委員補足説明を致します。
4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、6番と7番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 6番と7番の委員補足説明を致します。
6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 6番と7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

- 委員 委員補足説明を致します。
8番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 8番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、9番から11番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 9番と10番の委員補足説明を致します。
9番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
次に、10番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 委員 11番の委員補足説明を致します。
11番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 9番から11番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議長 ご質問がないようですので、9番から11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長 ご異議がないようですので、9番から11番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、12番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 委員補足説明を致します。
12番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判

断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、12番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、13番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

13番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区別協議会で協議しましたところ、農地転用の立地基準については第3種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、14番から17番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

14番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

15番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

しかし、譲受人には道路部分の違反転用があるので、総会後に全農業委員で現地を確認して、判断を願いたいと思います。

16番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

17番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 15番については、委員さんの説明によると違反転用があるようですので、今回は保留とし、今日の総会終了後、皆さんと現地を確認したいと思いますが、いかかでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員の挙手を確認しましたので、15番は保留します。

議 長 15番を除く14番から17番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、15番を除く14番から17番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、15番を除く14番から17番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、18番から21番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

18番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委 員 委員補足説明を致します。

19番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。20番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。21番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 18番から21番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、18番から21番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、18番から21番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書審議の件」を議題といたします。

議 長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を説明します。

許可日、平成30年6月27日付け許可番号30諫農委第229-1号で許可されました建物ですが、木造瓦葺2階建ての建築の申請から木造瓦葺平屋建てに変更が出ています。

理由につきましては、風が強い場所で、2階建てよりも平屋建ての方がよいとのことで変更申請がありました。

議案第4号につきましては以上です。

議 長 議案第4号の1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号) 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

議 長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、59,291㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借9か月で借り入れる新規の申出です。申出人は、生乳の生産を主体に経営をされています。

2番から9番までは借受人が同一の案件です。

2番、長田地区、高天町の農地4筆、5,763㎡、

3番、長田地区、高天町の農地2筆、3,923㎡、

4番、長田地区、白浜町の農地1筆、1,684㎡、

5番、長田地区、白浜町の農地2筆、1,097㎡、

6番、長田地区、白浜町の農地2筆、3,819㎡、

7番、長田地区、猿崎町の農地2筆、1,671㎡、

8番、長田地区、猿崎町の農地1筆、2,404㎡、

9番、長田地区、猿崎町の農地1筆、1,653㎡、計15筆、22,014㎡を農

業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年から20年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、玉葱、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

10番から12番までは借受人が同一の案件です。

10番、小栗地区、平山町の農地1筆、1,247㎡、

11番、小栗地区、平山町の農地1筆、193㎡、

12番、小栗地区、平山町の農地1筆、3,234㎡、計3筆、4,674㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、きゅうりの生産を主体に経営されています。

13番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、2,812㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

14番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、1,314㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

15番、飯盛地区、飯盛町上原の農地3筆、2,896㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

以上、1番～15番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長 議案第5号の説明がありましたが、1番から15番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から15番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から15番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の16番から25番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第5号の16番、小野地区、小野島町の農地7筆、11,188㎡を、議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の17番、小野地区、小野島町、川内町の農地7筆、10,596㎡を議

案第6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の18番、小野地区、小野島町、川内町の農地19筆、14,488㎡を、議案第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の19番、小野地区、小野島町の農地3筆、11,373㎡を、議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の20番、小野地区、川内町の農地5筆、10,413㎡を、議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の21番、小野地区、川内町の農地2筆、4,107㎡を、議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の22番、23番は借受人が同一の案件です。

22番、小野地区、川内町の農地1筆、2,274㎡、

23番、小野地区、川内町の農地1筆、4,310㎡、計2筆、6,584㎡を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の24番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,009㎡を、議案第6号の8番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、生姜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の25番、森山地区、森山町田尻の農地3筆、5,732㎡を、議案第6号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第5号議案の16番から25番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第6号議案の1番から9番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議 長 議案第5号の16番から25番、また、議案第6号の1番から9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の16番から25番を許可し、議案第6号の1番から9番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号の16番から25番を許可し、議案第6号の1番から9番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件について説明します。

小栗地区から1件、有喜地区から1件、多良見地区から各1件、飯盛地区から2件、高来地区から2件、合計7件提出されています。

届出理由は、はいずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件について説明します。

小野地区から12件、長田地区から1件、森山地区から1件、飯盛地区から52件、高来地区から1件、合計67件提出されています。

解約理由は、小野地区の12件すべてが、中間管理事業に取り組むため。

長田地区の1件は、都合により耕作できなくなったため。

森山地区の1件は、農地中間管理事業に取り組むため。

飯盛地区の52件のうち、2件は売買するため、残り50件が農地中間管理事業に取り組むため。

高来地区の1件は交換するためです。

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について説明します。

諫早地区で1件提出されています。

諫早地区、栄田町の農地1筆286.00㎡を7台分の駐車場用地としての転用届が提出されています。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について説明します。

諫早地区から1件、真津山地区から4件、多良見地区から2件、合計7件提出されています。

諫早地区、福田町の農地2筆430㎡を一般住宅用地への届けが提出されています。

真津山地区、小船越町の農地2筆、204㎡をグループホーム1棟10室への転用届が提出されています。

真津山地区、小船越町の農地3筆、250㎡を一般住宅用地への転用届が提出されています。

真津山地区、津水町の農地4筆、999㎡を共同住宅1棟12戸への転用届けが提出

されています。

真津山地区、真崎町の農地1筆、39㎡と隣接地を7区画の分譲住宅用地への届が提出されています。

多良見地区、多良見町囿の農地1筆358㎡を5区画の分譲住宅用地への届けが提出されています。

多良見地区、多良見町市布の農地1筆8.77㎡を耕作用道路としての届けが提出されています。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」について説明します。

高来・小長井地区から1件で、高来町水ノ浦の農地1筆、667㎡及び小長井町大搦の農地1筆、130㎡、計2筆、797㎡について、非農地通知の申出を受けております。農地利用状況調査でB分類、農振白地です。

以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	7件。
議案第2号	農地法第4条許可	2件。
議案第3号	農地法第5条許可	20件。
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	25件。
議案第6号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	9件。

以上、審議件数は、全部で64件 ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 それでは、これをもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟